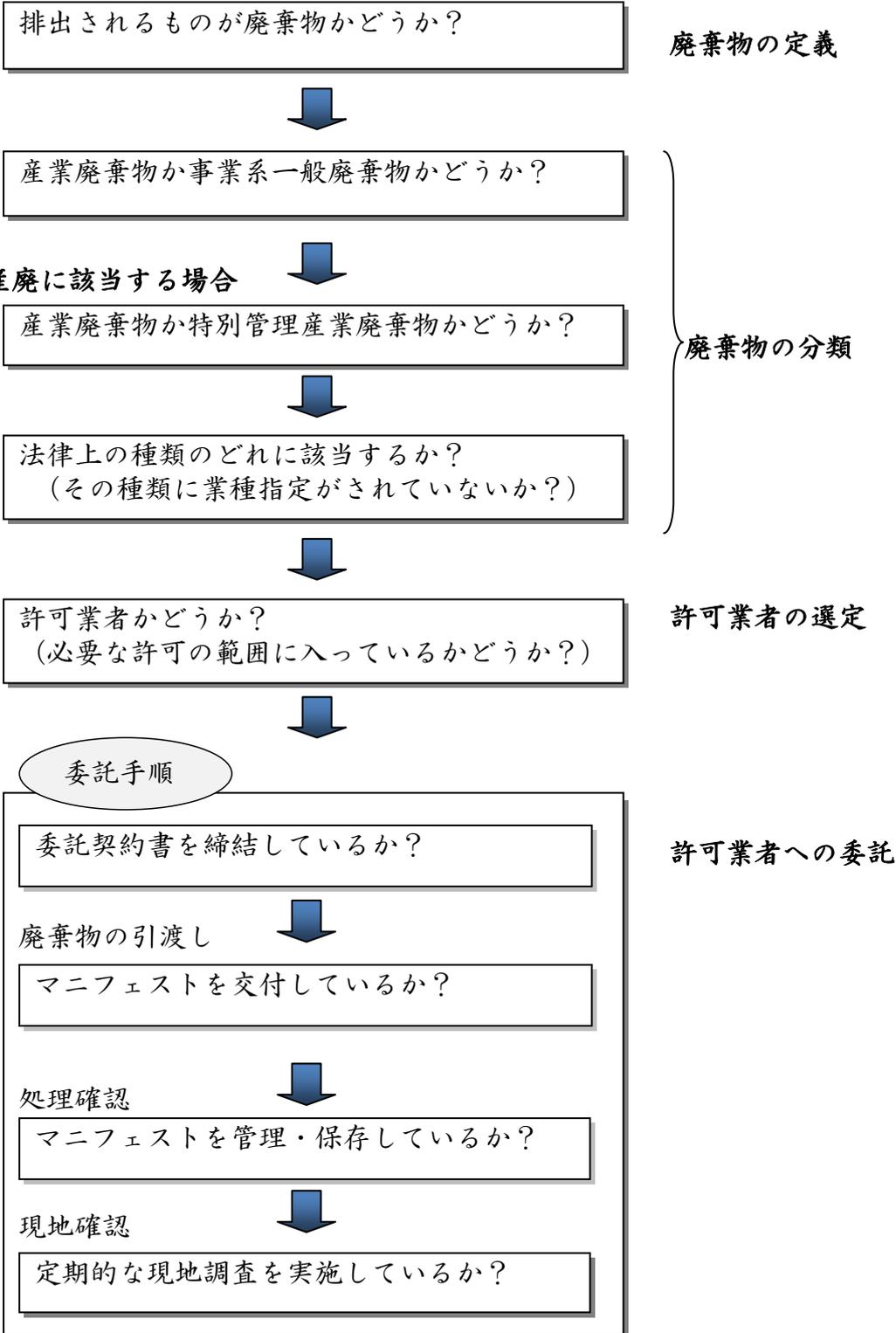


1 廃棄物処理の流れ

発生したものが産業廃棄物に該当するか否か、産業廃棄物に該当する場合は、どの種類に該当するのかなどの判断に必要なポイントがいくつかあります。

また、排出事業者が委託しようとする産業廃棄物の種類に応じた許可を有する処理業者に委託する場合に必要なポイントもいくつかあります。

事業所で廃棄物が発生したとき



2 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償売却できないために不要になった固形状又は液状のものをいいます。

他人に有償で売却できるものは有価物ですが、その内容が社会通念上合理的に認定されなければなりません。

平成11年に「おから」が廃棄物に該当するかどうかを争われた裁判の判決は、あまりに有名です。この判決以降、廃棄物に該当するかどうかは総合判断説によって判断されるようになっていきます。

総合判断説

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

- ・「通常の見取り形態」については、製品としての市場が形成されており、通常は廃棄物として処理されている事例が認められないこと。
- ・「取引価値の有無」については、占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
占有者と取引の相手方間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は廃棄物であるか否かを判断する上での一つの簡便な基準にすぎない。
- ・「占有者の意思」については、占有者において自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではないこと。

※環境省産業廃棄物課長通知「行政処分の方針について」環産発第050812003号平成17年8月12日

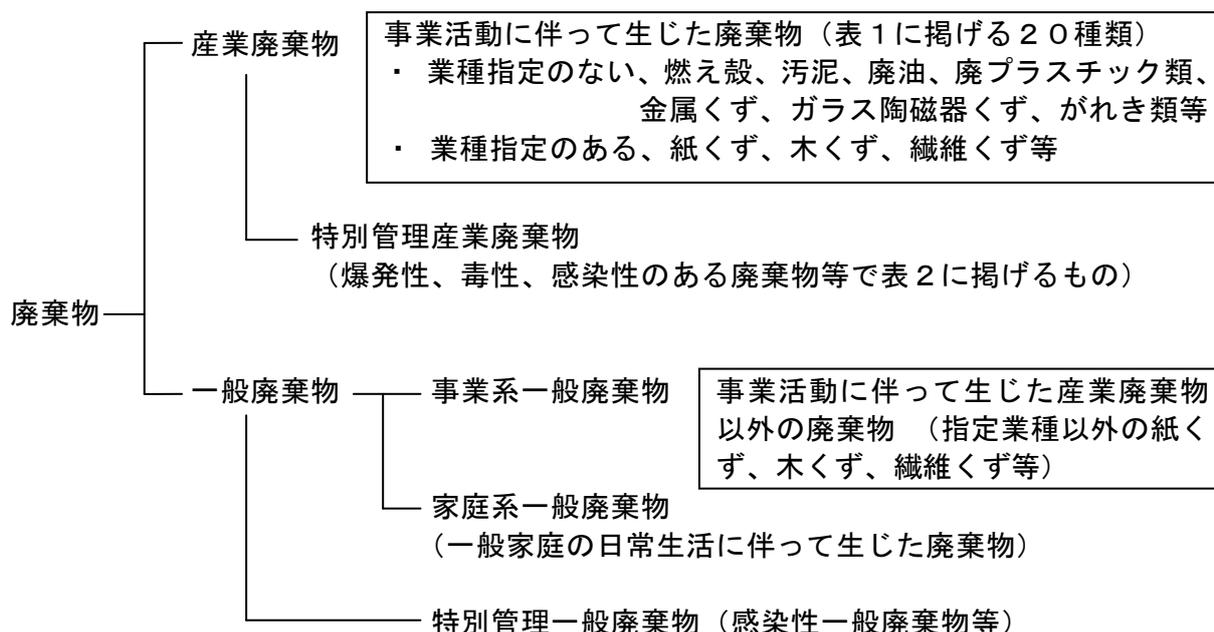
最高裁が「おから」は産業廃棄物

被告人は「おから」は食用、肥料、飼料であって社会的に有益、有用な資源で「不要物」ではないから産業廃棄物に該当しないと主張して、最高裁に上告しました。平成11年3月10日、最高裁は、「おから」の腐敗しやすい性質、大部分が無償で引き渡される等の取引形態、処理業者が豆腐製造業者から処理料金を徴収していたという実態から、産業廃棄物に該当するとした。この事案で最高裁が示した廃棄物に該当するかどうかの判断基準を総合判断説といいます。

◆ 例えば、こんな場合は「廃棄物の処理委託」とみなされます。



3 廃棄物の分類



事業場から排出された事業系の廃棄物すべてが産業廃棄物になるわけではなく、産業廃棄物のうち”業種指定”のある品目は、その指定業種から排出された物のみが産業廃棄物となります。

このため、オフィスから排出される紙くずや木くずはほとんどが事業系一般廃棄物に該当します。逆に、市町村が一般ごみとして受け入れてくれるからといっても、業種指定のない廃プラスチック類や金属くずなどは事業系一般廃棄物には該当せず、産業廃棄物に該当します。

事業活動とは

例えば、製造業者については、製品の製造過程そのものから生ずる廃棄物のみならず、原材料の受入れ、製品の搬出過程など付随的な業務に伴うものも、また、従業員が事業場において就業中に排出する廃棄物（廃プラスチックである弁当箱や金属くずである空き缶など）も事業活動に不可避免的に伴うものであって、産業廃棄物に該当します。

なお、事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を行うすべてを指し、製造業者や建設業者など多量に産業廃棄物を排出する事業者のみならず、一般事務を業務とする企業、官公庁、学校、病院、農漁業者などあらゆる事業を行う者がこれに含まれます。

◆ 例えば、こんな場合は「いくつかの産業廃棄物の混合物」に該当します。

事務作業用パソコン

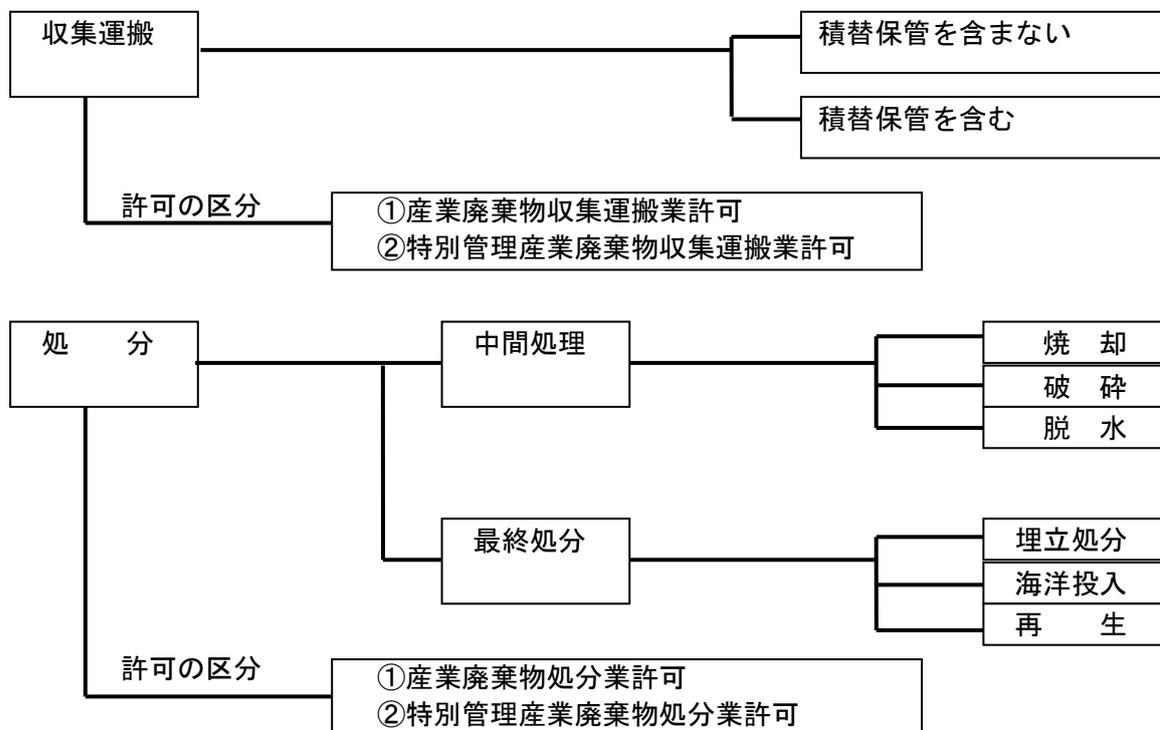
→ 廃プラスチック類と金属くずが一体不可分の物であることから、これらの2種類の産業廃棄物の混合物

パチンコ台

→ 構成素材からすると木枠部分（事業系一般廃棄物）があるものの、これらと一体不可分の物であることから、総体として廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くずの3種類の産業廃棄物の混合物。

4 許可業者の選定

(1) 許可の区分



(2) 許可不要な場合

ア 自社処理

自社から出た産廃を自分の会社で運ぶ場合（なお、自社から出た産廃を自分の会社で処分する場合も自社処理に当たり、業許可は不要ですが、処分の場合は各種基準が適用されたり、施設許可が必要になる場合があります。）

イ もっぱら物（専ら再生利用の目的となる産業廃棄物4品目）

古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維（現在はこの4品目のみ）を専門に取り扱う再生業者に委託する場合

ウ 下取り

新しい製品を販売する際に、使用済みの同種の製品を無償で引き取る下取り行為（例えば、家具販売業者が新しい家具を納入した際に古い家具を引き取る行為）で商慣習として行われてきた場合

エ 環境大臣の広域認定を受けた産業廃棄物

パソコンや消火器等でメーカーが回収ルートを確立していて、環境大臣から広域認定を受けている産業廃棄物を、認定を受けた処理業者に引き渡す場合

オ 家電リサイクル法等（特別法）による回収

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を販売店が回収したり指定引き取り場所に搬送する場合

(3) 許可証の見方

京都府山城北保健所の許可証を見本に、押さえるポイントは大きく9点です。

許可番号 02600×××××××× ①

産業廃棄物収集運搬業許可証

② 住所 京都府宇治市〇〇〇番地〇

③ 氏名 株式会社△△△△ ④
代表取締役 □□□□

⑨ 優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 ▽▽▽▽ ⑤

許可の年月日 平成24年×月××日

許可の有効年月日 平成29年×月××日 ⑥

1. 事業の範囲
(積替え又は保管を含まない) ⑦

① 廃プラスチック類	⑤ ゴムくず
② 紙くず	⑥ 金属くず
③ 木くず	⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
④ 繊維くず	⑧ がれき類

以上8種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成24年×月×日：当初許可

5. 積替え許可の有無 有・無 ⑧

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

◆ まずは許可業者の許可証写しを取り寄せて委託内容を確認してください。

① 許可番号（10桁又は11桁、例えば、026□△××××××）

上2桁又は3桁は許可した都道府県の番号です。京都府は26、京都市は65、大阪府は27となっています。

その次の番号”□”は、許可区分です。積替保管を含まない収集運搬業は0、積替保管を含む収集運搬業は1、中間処理業は2、最終処分業は3、中間処理及び最終処分業は4となっています。5以降は特別管理産業廃棄物の許可です。

その次の番号”△”は、統一したルールはなく0が多いですが、京都府では優良認定業者は1としています。

最後の下6桁は業者の固有の統一番号であり、どこの府県の許可を受けていても、この番号は変わりません。運搬車両に表示している番号と同じです。

② 許可区分(1)

産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の2種類あります。

③ 許可区分(2)

収集運搬業と処分業の2種類あります。

④ 許可業者の氏名又は名称

法人の場合は法人名が、個人商店の場合は代表者の氏名が記載されています。なお、個人商店の屋号については、多くは記載されていません。

⑤ 許可府県

許可を出した都道府県・政令市名です。ただし、京都府では収集運搬業は、許可業者の住所により、京都市を除く府内は当該地を所管する保健所長許可で、府外又は京都市内は京都府知事許可となっています。なお、保健所長の許可で、その保健所の管内だけでなく、府内全域で収集運搬業を行うことができます。また、処分業は施設の設置場所を所管する保健所長の許可となっています。

⑥ 許可の有効年月日

許可の有効期限（5年間、優良認定業者は7年）が記載されています。なお、許可業者が更新許可申請をしている場合は、その許可・不許可がされるまでは、現在の許可が引き続き有効とされるため、当該業者が更新許可申請をしているかどうか、行政に提出された許可申請書の写し（受付印が押されているもの）を求めて確認してください。

⑦ 事業の範囲(1)

収集運搬業の場合は、積替え又は保管の有無を「含むもの」「含まないもの」で記載されています。積替保管を含まない許可業者は、車から車や倉庫等への積替え行為や有価物の抜取り行為は行えません。

⑧ 事業の範囲(2)

許可を受けた産業廃棄物の種類が記載されています。産業廃棄物の中には、例えば「汚泥（無機性汚泥に限る。）」と限定条件が付されており、この場合は、無機性汚泥しか委託できません。

⑨ 優良認定業者マーク

法の基準に適合した優良認定業者には、**優良**マークが記載されています。

(4) 許可業者の選定ポイント

1 収集運搬業者の確認事項

- ・産業廃棄物の品目が「事業の範囲」に含まれているか。
- ・産業廃棄物が発生する府県・政令市と荷卸し場所の府県・政令市の両方の許可を持っているか。
- ・積替保管を行う場合、その廃棄物に対して積替保管の許可を持っているか。
- ・運搬車両に法定の表示（名称・許可番号6桁）がされているか。また、運搬車両は行政に届け出されているものかどうか。
- ・社員教育や研修が十分に行われているか。

2 処分業者の確認事項

- ・産業廃棄物の品目が「事業の範囲」に含まれているか。
- ・中間処理後の廃棄物や製品の行き先が明確になっているか。
- ・適正な処理を行っているかどうかを実際に処理施設を見学して、施設は稼働しているかどうか、敷地内が整理整頓されているかどうか、廃棄物が大量に積み上げられていないかどうか。
- ・社員教育や研修が十分に行われているか。

許可業者の調べ方

- ・ 許可業者名簿は、府県や政令市のホームページで公開されています。ただし、収集運搬業者数は京都府でも数千社もあり、その中から選定するのは大変です。また、処分業者は他府県にもいろいろとありますので複数の府県の名簿から調べなければなりません。
- ・ よくある方法としては、府内の処分業者で委託可能な産業廃棄物が許可に含まれている場合は、直接その処分業者に問い合わせ、そこから運搬業者を教えてもらう方法があります。
- ・ また、京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センターでも処分業者の紹介業務をされていますので、気軽にお問い合わせください。
Tel 075-322-0530（京都工業会館内）

◆ 優良認定産業廃棄物処理業者とは

平成22年廃棄物処理法の改正で新設された制度で、一定の基準に適合している場合に認定を受けることができます。この認定を受けると、許可期間が5年から7年に延長されます。この基準は、次のとおりです。

- ① 過去5年間に事業停止等の行政処分を受けていないこと。
- ② 許可内容や処理実績をインターネットで一定期間公表していること。
- ③ ISO14001等の認証を受けていること。
- ④ 電子マニフェストが利用可能なこと。
- ⑤ 財務体質が健全(経常利益がプラス、税・保険料を納付等)であること。
- ⑥ 5年以上継続して許可を受けていること。

5 許可業者への委託

「産業廃棄物の処理責任」は排出事業者にあります。

委託契約は、処理責任を有する事業者と受託者とが委託内容について互いに十分確認することを目的とした制度であり、一方、マニフェストは、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡した後に産業廃棄物の流れを自ら把握するための制度です。

(1) 委託契約

- | | | |
|-----------|-----|---------------------------------------|
| ① 二者契約 | ・・・ | 「排出事業者と収集運搬業者」「排出事業者と処分業者」のそれぞれ契約すること |
| ② 書面契約 | ・・・ | 契約は書面で行うこと。また、契約条項を変更する場合も書面で行うこと。 |
| ③ 契約書記載事項 | ・・・ | 契約書に記載すべき事項は、法に規定された事項を必ず記載すること。 |
| ④ 添付書面 | ・・・ | 契約書には処理業者の許可証等を添付すること。 |
| ⑤ 契約書の保存 | ・・・ | 契約書は、契約期間終了後も5年間保存すること。 |

具体的な委託契約書の記載方法のポイントは、保健所ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.kyoto.jp/yamashiro/ho-kita/sanpai.html>

多かった指摘事項

- 1 標準委託契約書(雛形)を使用されている場合が多いが、産業廃棄物の種類が正確に記載されていない、又は、数量欄に漏れがある。
- 2 処理料金欄が記載されていない、又は、「別途見積書のとおり」と記載されているが、その見積書が契約書と一体的に保管されていない。
- 3 委託契約書に添付しなければならない処理業者の許可証写しが古い、又は、許可の有効期限切れになっている。
(自動更新の契約のため、古い委託契約書に古い許可証写しが添付されたまま。最新の許可証写しを取り寄せていない。)
- 4 もっぱら物(空き缶、空きビン)の委託で、委託契約書が締結されていない。
(もっぱら物の委託先は許可業者でなくてもよいため、産業廃棄物としての認識が薄かった。)
- 5 有価物としての売買契約書があるが、引渡し場所の記載がない、運送費の負担がどうなっているのか記載されていなかった。
(運賃込みで手元マイナスになる場合は「廃棄物」の扱い)

(2) マニフェスト

- ①産業廃棄物ごとに交付・・・品目ごとに、運搬車ごとに、運搬先ごとに1枚ずつ必要です。
- ②マニフェスト記載事項・・・数量は排出事業者が記載するものです。
- ③引き渡しと同時に交付・・・運搬車ごとに携帯すること。
- ④A、B2、D、E票の保存・・・4枚セットにして、5年間保存すること。
期限内に返送されない場合、廃棄物の流れの確認等の措置と行政報告が必要です。

多かった指摘事項

- 1 交付年月日（廃棄物を持ち出した日）から運搬終了年月日（廃棄物が届いた日）が数日かかっており、どこかで保管されていないかどうか確認を要した。（何日以内という規定はないが、近畿内での直送にもかかわらず、4,5日かかっていた。）
- 2 A～E票までをきちんと整理せずに、バラバラに綴じ込んでいた。
- 3 B2票からE票までがまとめて月末に送付されていたにもかかわらず、適切な対応がされていなかった。
（例えば、B2票であれば運搬終了後10日以内に返送しなければならないが、月初めに交付したマニフェストが月末に返送されている。）

(3) 現地確認

年に1回は、委託業者の処理施設などの現地調査を行ってください。

<表1 産業廃棄物の種類>

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	焼却炉の残灰、石炭がら等の焼却残さ
	2 汚泥	製造、排水処理等での泥状物
	3 廃油	溶剤、鉱物油、動植物油すべての廃油
	4 廃酸	すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、合成ゴム、プラスチック等
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	金属製品くず
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（土器くず、陶器くず、耐火レンガくず、せっこう型等）
	10 鉱さい	電気炉等の鉱さい、鑄物砂
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるコンクリート、アスコン、レンガ等の破片
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん器ダクト
	種 類	業 種 限 定 等
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）、出版業（印刷出版を行うもの）、製本業及び印刷物加工業に係るもの
	14 木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレットに係るもの
	15 繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業に係るもの（牛、豚、馬、鶏等）のふん尿又は死体
	19 動物の死体	
20	1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19のいずれにも該当しないもの	

<表2 特別管理産業廃棄物の種類>

	種 類	説 明 等
	1 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満のもの）
	2 廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が、2.0以下の酸性廃液
	3 廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が、12.5以上のアルカリ性廃液
	4 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず他）
特定有害産業廃棄物	イ 廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	ロ PCB汚染物	紙くず（PCBが塗布され、若しくは染み込んだもの）、木くず・繊維くず（PCBが染み込んだもの）、廃プラスチック類・金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）、陶磁器くず（PCBが付着したもの）
	ハ PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（基準に適合しないもの）。
	ニ 廃石綿等	建築物等から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿建材除去工事から排出されるプラスチックシート等石綿が付着しているおそれのあるものなど。大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	ホ 鉱さい、ばいじん 燃え殻、廃油、汚泥 廃酸、廃アルカリ	特定の施設や事業場から排出される産業廃棄物（処分するために処理したものを含む。）であって、その産業廃棄物の中に含まれるカドミウム等の有害物質が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」で定める基準を超えるもの

